

福岡県公報

平成29年12月1日
第3947号

目次

告示(第722号-第733号)

○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) …………… 1
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課) …………… 2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) …………… 2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) …………… 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) …………… 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) …………… 4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) …………… 4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) …………… 4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課) …………… 5
公 告	
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) …………… 7
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9
○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課) …………… 9

○平成29年度ふぐ処理師試験の実施について	(生活衛生課) …………… 9
○臨港地区区分の変更	(港湾課) …………… 11
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 11
○種畜証明書交付	(畜産課) …………… 11
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課) …………… 11
○平成29年度砂利採取業務主任者試験の合格者発表	(工業保安課) …………… 12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) …………… 12
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課) …………… 12
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 13
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 13

公安委員会

○福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の制定に係る意見募集について	(警察本部情報管理課) …………… 13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 14
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課) …………… 14

雑報

○測量士試験及び測量士補試験の実施	(県土整備総務課) …………… 15
-------------------	--------------------

告 示

福岡県告示第722号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕介薬130	タカラ薬局内橋	糟屋郡粕屋町大字内橋横枕300-1	H 29・10・1	居管・予居管
飯居404	介護付有料老人ホームほほえみ	飯塚市勢田173-3	H 29・11・1	特生・予特生
粕居220	ヘルパーステーションやまもの実	糟屋郡須恵町大字上須恵235	H 29・11・1	訪介・予訪介
粕居221	デイサービスうぐいすの郷	糟屋郡須恵町大字上須恵235	H 29・11・1	通介・予通介
柳居80	ほほえみ倶楽部 デイサービスセンター	柳川市三橋町木元318	H 29・11・1	通介・予通介・一号通

福岡県告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大居53	グループホーム総健	大牟田市鳥塚町10番地1	H 29・10・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野介薬36	溝上薬局大野城筒井店	大野城市筒井五丁目3番3号	H 29・9・5
嘉麻居92	通所介護一期一会	嘉麻市山野1124-2	H 29・9・1

福岡県告示第724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕介365	志免総合診療所	志免王子クリニック	糟屋郡志免町南里一丁目7-8	H 29・10・1
行介70	医療法人藤田胃腸科医院	医療法人ふじた内科クリニック	行橋市南大橋三丁目6-8	H 29・10・19
田川生介老4	介護老人保健施設 勝寿苑	介護老人保健施設 笑寿の森	田川郡福智町赤池510-131	H 29・10・1
小介訪1	小郡弥生訪問看護ステーション	まどか訪問看護ステーション	小郡市あすみ一丁目40	H 29・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介365	志免王子クリニック	糟屋郡志免町志免四丁目22-11	糟屋郡志免町南里一丁目7-8	H 29・10・1

小介訪 1	まどか訪問 看護ステ ーション	小郡市山隈字弥八郎 273-8	小郡市あすみ一丁目40	H 29・10・1
飯居240	訪問介護一 期	飯塚市菰田115-6	飯塚市菰田115-16	H 29・10・1
田居143	アップルハ ート田川ケ アセンター	田川市中央町3-26 井上ビル1F	田川市大字夏吉3638	H 29・10・1
宰支16	ケアプラン だざいふ	太宰府市吉松一丁目25 -3	太宰府市大字北谷408 -1	H 28・8・1
糸島地 居20	ホームケア センターこ ころ	糸島市浦志二丁目16- 1フォーレスト前原A -102	糸島市波多江駅南二丁 目13-25	H 29・3・1
糸島地 支20	ケアプラン センターく らじ	糸島市篠原東三丁目13 -61	糸島市井田471-1	H 25・10・1

福岡県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生63	福津訪問クリニック	福津市畦町440-8	H 29・10・1
像生151	なかのクリニック	宗像市赤間駅前一丁目4-1 トリアビル5階	H 29・11・1
筑紫生164	医療法人社団うら梅の郷 会 このはなクリニック	筑紫野市二日市北一丁目2-3 -202	H 29・10・1

朝倉生73	大谷クリニック	朝倉市一木162	H 29・11・1
朝倉生72	医療法人社団医王会 美奈宜の杜クリニック	朝倉市美奈宜の杜五丁目12-20	H 28・8・1
福津生歯39	しまだ歯科医院	福津市高平11-18	H 29・9・27
み生薬34	本郷調剤薬局	みやま市瀬高町本郷1825-2	H 29・4・1
豊生薬31	ワタナベ薬局八屋店	豊前市大字八屋1373	H 29・10・1
大生訪22	訪問看護リハビリステ ーションあすなろの樹	大牟田市小川町30-1	H 29・9・1
中生訪4	訪問看護ステーションコ ピーヌ	中間市中鶴一丁目24-1	H 29・8・1

福岡県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫生140	このはなクリニック	筑紫野市二日市北一丁目2-3 -202	H 29・9・30
八女生37	医療法人社団筑水会 筑水会クリニック	八女市吉田1540-5	H 29・9・30
飯生320	新川町地藏通り診療所	飯塚市本町17-12	H 29・9・30

遠生151	光野ひ尿器科	遠賀郡岡垣町海老津駅前8-1	H 29・9・22
大野生薬36	溝上薬局大野城筒井店	大野城市筒井五丁目3-3	H 29・9・5
八女生薬10	吉田調剤薬局	八女市吉田948番地2	H 29・9・30
鞍生薬28	タイヨー薬局 小竹店	鞍手郡小竹町大字御徳1972番地47	H 29・9・30
豊生薬3	上町調剤薬局	豊前市大字八屋上町1441	H 29・9・30

福岡県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生365	志免総合診療所	志免王子クリニック	糟屋郡志免町南里一丁目7-8	H 29・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生365	志免王子クリニック	糟屋郡志免町志免四丁目22-11	糟屋郡志免町南里一丁目7-8	H 29・10・1
像生歯18	つるた歯科医院	宗像市日の里五丁目4-16	宗像市日の里五丁目5-1	H 29・10・18

朝倉生薬32	小田調剤薬局	朝倉市小田1494-2	朝倉市小田1494-3	H 29・9・1
--------	--------	-------------	-------------	----------

福岡県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
京生柔39	藤川 浩一（ふじはな整骨院）	京都郡苅田町神田町一丁目1-2	H 29・9・25
飯生はき18	末吉 博徳（からだ元気治療院飯塚・桂川店）	飯塚市立岩 1431-1	H 29・10・1

福岡県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

糸島地生 柔59	永田 雅俊(PLALENA)	糸島市曾根378-7	H 28・11・7
-------------	----------------	------------	-----------

福岡県告示第730号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
51	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県農林水産部水産局水産振興課内 福岡県内水面漁業協同組合連合会	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県農林水産部水産局水産振興課内	平成29年11月10日

福岡県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
			前	大川市大字酒見 886番2先から 大川市大字郷原 289番1先まで	1.9 ～ 41.9	481.0	うち一般 国道442 号重用延 長79.0 メートル

南筑後	県道	鐘ヶ江 酒見線 間	前	大川市大字酒見 886番4先から 大川市大字郷原 289番1先まで	10.5 ～ 18.2	408.0	
			後	大川市大字酒見 886番2先から 大川市大字郷原 289番1先まで	1.9 ～ 15.5	471.0	うち一般 国道442 号重用延 長79.0 メートル
			後	大川市大字酒見 886番4先から 大川市大字郷原 289番1先まで	10.5 ～ 18.2	408.0	

福岡県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年12月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	鐘ヶ江 酒見線 間	大川市大字酒見907番1先から 大川市大字酒見618番2先まで

福岡県告示第733号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
朝倉市

2 事業の種類

朝倉市庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県朝倉市甘木字娘田及び千木地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である朝倉市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成29年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉市が同市甘木字娘田及び千木地内において、新たに庁舎を建設するものである。

朝倉市は、平成18年3月に旧甘木市、旧朝倉町及び旧杷木町の1市2町が合併により誕生した新市である。

合併前の平成17年3月に調印された合併協定書には、新市の庁舎の位置を旧甘木市役所（以下「本庁舎」という。）とし、庁舎配置方式については、本庁・支所方式とすることが定められている。しかしながら、本庁業務を掌握する部署が物理的に本庁舎に収まりきれず、行政機能を本庁舎のほか、農林商工部を朝倉支所、教育委員会及び健康課を総合市民センター、環境課を環境センターに配置することを余儀なくされ、現在も本庁方式分散型で業務が行われている。

そのため、用件が各部課にまたがるような場合には、事務所間を移動しなければならず、市民にも負担が伴い、市民サービスや利便性の低下を招いている。また、多種多様化する市民ニーズに対して迅速な対応が求められるが、行政組織が部課単

位で分散していることから、各部課間の連携や協議に時間を要し、連絡調整が迅速に行えないなどの状況である。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、平成26年度に本庁舎の耐震診断を行ったところ、 I_s 値=0.41、補強ブレースが101か所必要という診断結果となり、耐震性能の不足が明らかとなった。そのほか、建築後42年経過したことによる建物及び設備が老朽化していること、本庁舎は土砂災害警戒区域に一部指定されており、防災拠点としての機能の強化が必要であることなど、本庁舎の課題改善が急務となっている。

以上のことから、朝倉市では、平成27年8月に庁舎整備の基本方針となる「朝倉市庁舎整備基本構想」を策定し、当該基本構想の基本理念を達成するため、新庁舎の施設計画や事業計画を具体化した「朝倉市庁舎整備基本計画」を平成28年3月に策定したところである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、行政機能が集約されることで、市民サービス及び利便性の向上並びに事務の効率化が図られるとともに、耐震性能の不足が解消され、庁舎の重要な使命である市民の生命や財産、市民生活に係る情報等を確実に守ることができる。また、建物及び設備の老朽化が解消され、災害発生時にいち早く復旧・復興を図るための防災拠点として、重要な役割を果たすなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は確認されていないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、「朝倉市庁舎整備基本構想」及び「朝倉市庁舎整備基本計画」において、複数の候補地の中から、将来のまちづくりやアクセスの利便性、安全性、実現性、経済性など様々な角度から検討を行い、新庁舎の位置を甘木歴史資料館南側とすることが決定されている。

さらに、駐車場の位置については、来庁者の利便性、交通の安全性及び事業費等の面から3案について検討を行った上で、来庁者の利便性が高く、交通の安全性が確保され、造成工事等が比較的容易であり、事業費も3案中最小となる社会的、経済的及び技術的に優れる案を採用している。

なお、庁舎の規模については、新庁舎に配置する部署の職員数等から、総務省の「起債対象事業費算定基準」及び国土交通省の「新営庁舎面積算定基準」に基づき算定した面積よりも小さい面積で計画されている。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、朝倉市では、庁舎としての機能を発揮するためにスペースが確保できておらず、行政機能が分散されていること、また、建築基準法の耐震性能基準を満たしていないなどの本庁舎の課題改善が求められていること、さらに、本件事業は「朝倉市庁舎整備基本構想」及び「朝倉市庁舎整備基本計画」に掲げられている事業であることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、朝倉市から申請のあった朝倉市庁舎建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

朝倉市役所（庁舎・十文字公園整備室）

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

福岡広域都市計画道路3・4・10-2号宗像福岡線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成29年12月22日 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

宗像市役所北館203会議室（宗像市東郷一丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・10-2号宗像福岡線	起点 宗像市石丸三丁目 終点 宗像市村山田 主な経過地 宗像市土穴	約10,910メートル

(2) 閲覧

平成29年12月1日から同年12月15日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宗像市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成29年12月15日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成29年12月1日から同月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡広域都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 筑紫野市に係るもの

筑紫野市大字筑紫及び大字下見の各一部

(2) 志免町に係るもの

志免町大字志免、東公園台一丁目、東公園台二丁目及び志免中央二丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

(1) 筑紫野市に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び筑紫野市建設部都市計画課

(2) 志免町に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び志免町都市整備課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志登字相テキ403番1から403番14まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区港二丁目12番4号1F

株式会社総合住建

代表取締役 山崎 祥生

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町別府東二丁目1244番6、1244番11、1244番19、1248番26及び1248番32から1248番43まで並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の各一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市中央町32番地4-1F

ワウハウス九州株式会社

代表取締役 濱田 政春

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡岡垣町大字海老津1675番2から1675番12まで並びに字四反田1139番3、1139番5、1139番13から1139番19まで1143番1、1143番3から1143番13まで、1144番1、1144番3から1144番16まで、1149番6、1149番8から1149番14まで、1152番1及び1152番7から1152番9まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 重記

公告

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	502.25
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	173.18
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	625.07
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	219.31
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	851.76

〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	242.67
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1127.58
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	106.01
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.20
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	347.86
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	109.30
〃	水源かん養保安林	今川	〃	791.79
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	234.39
福岡、 筑後・矢部川	保健保安林	福岡、 筑後川、 矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	140.84
遠賀川	〃	北九州、 遠賀川、 今川	遠賀川森林計画区	258.28

公告

平成29年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 衛生法規

- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日	時	変更後	場 所
平成30年3月6日 (火曜日)	午前9時00分～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等説明	
	午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時10分～ 午後5時00分	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所保健衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律

第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

- (イ) ふぐ処理従事証明書
- (ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書
- (エ) 視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）
- (オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの内紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、平成30年1月4日（木曜日）から平成30年1月18日（木曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、平成30年1月18日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成30年3月27日（火曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び生活衛生課に掲示し、福岡県公報に連載し、及び福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知し

て行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を変更したので、次のとおり公告する。

その関係図書は福岡県県土整備部港湾課及び福岡県苅田港務所において公衆の閲覧に供する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る臨港地区の名称

苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区

2 変更に係る分区の種類

商港区、工業港区及び修景厚生港区

3 分区を変更する土地の区域

(1) 商港区

苅田町鳥越町の一部

(2) 工業港区

苅田町鳥越町の一部

(3) 修景厚生港区

苅田町鳥越町の一部

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条に

おいて準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

都市計画図基図の更新

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市の一部	平成29年7月27日から 平成30年2月28日まで

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

肉用牛（黒毛和種）

種畜証明書番	名前	生年月日	産地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
10368606555	万福丸	平成19年 12月7日	宮城県 登米市	2級	個人有	宗像市 山地 竜馬

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い当然必要とされる規定の整理を行うほか、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年11月28日

公告

平成29年度砂利採取業務主任者試験（平成29年11月10日実施）の合格者を次のように発表する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1、2、5、7、10

公告

小野南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
渡 公利	古賀市小山田59番地
西 茂太郎	古賀市谷山1119番地
松崎 榊實	古賀市薬王寺979番地1

飯尾 助廣	古賀市小山田473番地
西 孝則	古賀市谷山897番地
松崎 慎治	古賀市薬王寺1013番地
渡 孝志	古賀市小山田58番地
仁部 義治	古賀市谷山637番地
松崎 富雄	古賀市薬王寺1277番地1

2 退任監事

氏名	住所
林 啓二	古賀市小山田472番地
仁部 一布	古賀市谷山658番地2
松崎 久則	古賀市薬王寺977番地1

3 就任理事

氏名	住所
渡 公利	古賀市小山田59番地
西 茂太郎	古賀市谷山1119番地
松崎 榊實	古賀市薬王寺979番地1
飯尾 助廣	古賀市小山田473番地
西 孝則	古賀市谷山897番地
松崎 慎治	古賀市薬王寺1013番地
渡 孝志	古賀市小山田58番地
仁部 義治	古賀市谷山637番地
松崎 富雄	古賀市薬王寺1277番地1

4 就任監事

氏名	住所
林 啓二	古賀市小山田472番地
仁部 一布	古賀市谷山658番地2
松崎 久則	古賀市薬王寺977番地1

公告

糸島市志摩土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

就任監事

氏名	住所
中村 繁治	糸島市志摩桜井2100番地

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成27年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区沼緑町一丁目・三丁目、葛原東二丁目・三丁目、沼南町一丁目、大字沼の各一部	平成29年11月20日
古賀市	平成25年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	谷山の一部	平成29年11月20日
田川郡福智町	平成26年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	上野の一部	平成29年11月20日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年12月1日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成27年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	八幡西区大字本城、御開四丁目・五丁目の各一部	平成29年11月20日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第324号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成29年12月1日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成29年11月16日から同年12月15日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部情報管理課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第326号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年12月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成30年1月30日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第327号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年12月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成30年1月13日（土） 午後1時30分～午後4時30分	田川郡川崎町大字田原772番地の1 川崎町勤労青少年ホーム	田川警察署
平成30年1月17日（水） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町三丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成30年1月24日（水） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町三丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署
平成30年1月27日（土） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第328号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年12月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年2月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年2月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

<p style="text-align: center;">雑 報</p>

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

国土交通大臣 石井 啓一

平成30年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験 平成30年5月20日（日）
午前10時から午後4時まで
（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）

測量士補試験 平成30年5月20日（日）
午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 願書受付期間

平成30年1月5日（金）から1月29日（月）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、郵送の場合は1月29日（月）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便の場合は1月29日（月）までに必着とする。）

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成30年1月5日（金）から、次の場所におい

て交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはしない。

○国土地理院

（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）

○国土地理院北海道地方測量部

（〒060-0808 札幌市北区北8条西二丁目1番1号 札幌第1合同庁舎）

○国土地理院東北地方測量部

（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）

○国土地理院関東地方測量部

（〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎）

○国土地理院北陸地方測量部

（〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎）

○国土地理院中部地方測量部

（〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館）

○国土地理院近畿地方測量部

（〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館）

○国土地理院中国地方測量部

（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館）

○国土地理院四国地方測量部

（〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎）

○国土地理院九州地方測量部

（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎）

○国土地理院沖縄支所

（〒900-0022 那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎）

○各都道府県の土木関係部局の主務課

○公益社団法人日本測量協会及び各地方支部

（〒113-0001 東京都文京区白山一丁目33番18号 白山N Tビル）

(6) 合格発表及び通知

平成30年7月10日（火）国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果（可否）を通知する。

また、国土地理院のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(7) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課

TEL 029-864-8214, 8248